

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省保険局保険課）

項目名	出産育児一時金の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充											
税目	所得税、国税徴収法											
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>令和 4 年度に出産育児一時金の支給額を見直し、政令等を改正する場合において、令和 5 年度以降の出産育児一時金について、引き続き、健康保険法第 62 条等に基づく所得税の非課税措置等を講じる。</p> <p>健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄） （受給権の保護） 第 61 条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。 （租税その他の公課の禁止） 第 62 条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。</p> <table border="1" data-bbox="874 833 1490 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>（1）政策目的</p> <p>出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者またはその被扶養者が出産したとき、一定金額を支給することにより、出産に要する経済的負担の軽減を図るものである。</p> <p>この支給額については、令和 4 年度の「経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」等において、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討を行うこととされており、出産費用の実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、社会保障審議会医療保険部会において検討することとしている。</p> <p>出産育児一時金を含めた保険給付は、健康保険法第 62 条等に基づき非課税等となっているが、当該検討の結果、出産育児一時金の支給額を見直す場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>出産育児一時金を含めた保険給付は、「生活の保障または生活の安定を図るために支給されるもの」であることから、非課税等となっているものであり、その支給額を見直す場合であっても、引き続き、非課税措置等を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
		政策の達成目標	出産育児一時金の支給を通じて、妊婦が安心・安全に出産できる環境整備を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	出産育児一時金を含めた保険給付は、「生活の保障または生活の安定を図るために支給されるもの」であることから、非課税等となっているものであり、その支給額を見直す場合であっても、引き続き、非課税措置等を講じる必要がある。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和3年度に同様の税制改正要望を行った。</p>	